

# 「農の雇用事業」平成30年度第2回募集 (雇用就農者育成タイプ)のご案内

(一社) 全国農業会議所  
(一社) 北海道農業会議

「農の雇用事業」とは、農業法人、農業者、農業サービス事業者が、就農希望者を雇用して実施するOJT研修に対して、その研修経費の一部が助成される事業です。  
本事業の実施を希望する農業法人等は、下記期限までに北海道農業会議へ必要書類を提出してください。

なお、応募の際は以下の具体的な内容にご注意ください。

## 【募集期間】

**平成30年5月7日(月)から6月8日(金)**

**(募集期間最終日の午後5時まで)に北海道農業会議書類・必着)**

※ 「新法人設立支援タイプ」の募集も併せて行います。詳しくは北海道農業会議までお問い合わせください。

## 【応募にあたっての注意点】

本事業は、雇用就農者の定着率が課題となっています。このため、本事業が新規就農の促進や次世代を担う農業者の育成に真に役立つものとなるよう平成30年度から以下の見直しを行っています。

- 農業法人等の過去の研修生の定着状況、経営状況等の内容を基に総合的に審査を行い、採択者を決定するため要件を満たしていても採択されない場合があります。(募集要領Ⅳ)
- 平成25年度から29年度に本事業の対象となった研修生の数が2人以上いる場合、農業に従事している研修生の数が、本事業の対象となった研修生の2分の1未満である農業法人等は、申請できません。(募集要領Ⅲ-1-ソ)

全国新規就農相談センターホームページ内「農の雇用事業」より一部抜粋

※ 募集要領では、「(略)申請できません。」とありますが、採択・不採択については全国農業会議所が決するものであり、本会としては申請を妨げるものではないものと考えております。

1. 助成内容 ～ 農業法人等が新規就業者を新たに雇用して実施する、農業生産技術や経営ノウハウなど就農に必要な技術を習得させるための研修経費  
(人件費に対する助成ではありません)

助成対象となる経費については、以下の(1)(2)(3)に分けられています。

(1) 研修に対する助成・・・研修生1人当たり最大97,000円/月(最長2年間)

～ 農業法人等が新規就業者(以下「研修生」)を新たに雇用し、就農に必要なノウハウ等を習得させるためのOJT研修(職場内研修)

【97,000円の内訳】

- (ア) 指導者が研修生に対して就農に必要なノウハウ等を習得させるために行う研修経費
- (イ) 就農に必要な資格取得のための講習費、テキスト購入費、受験料
- (ウ) 研修生が外部講師から指導を受けた際の謝金等
- (エ) 研修実施や資格取得に必要な交通・宿泊費
- (オ) 研修生を対象に加入する雇用保険料、労災保険料の事業主負担分

(2) 指導者が受ける研修に対する助成・・・最大120,000円/年(最長2年間)

～ 指導者や経営者等が、農業法人等における人材育成や労務管理等の向上に必要な知識を習得するために専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金やテキスト購入費、セミナー受講料、研修に必要な交通・宿泊費等

(3) 語学研修費に対する助成(研修生が定住外国人の場合 ※技能実習生は対象外)

～ 研修生が定住外国人の場合、研修生が日本語研修を受けるために教育機関に支払った経費やテキスト購入費等について研修生1人当たり30,000円/月(最長6ヶ月間)

**※上記(1)(2)(3)について、研修実施期間が3ヶ月以下の場合、助成金は支払われません。**

2. 研修(助成)期間

平成30年8月1日～平成32年7月31日(最長2年間)

3. 採択数の上限

1事業体が応募できる研修生の数に上限はありませんが、1人の指導者が指導できる研修生の数は3人までとなっています。

※申請数が多数の場合は、採択数、助成対象期間を調整する場合があります。

4. 募集期間、申請先

(1) 募集期間

平成30年5月7日(月)～6月8日(金)

※受付は土・日・祝日を除きます。

※提出期限は、募集期間最終日の午後5時まで。郵送の場合は、当日必着。

※本事業の対象となる研修生は、研修開始時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上とな